

栃木市農業委員会総会議事録

令和6年3月22日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和6年3月22日（金） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	田沼 篤	主 任	田中 翔汰

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	栃木農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について
議案第6号	栃木農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号	栃木農業振興地域整備計画の変更（非農地証明見込地）について
議案第8号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について
議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第10号	栃木市農業委員会の法令順の申し合わせ決議について
報告第1号	農地法第4条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第6号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第7号	農地法第3条の規定による許可の取消報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和6年3月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、14番泉田裕美委員、15番川嶋房代委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

石川次長補佐

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が10件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は、樋ノ口町を中心に米を栽培しています。申請地では米をする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は、志鳥町を中心に米の作付けを行っております。申請地では、米を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を含めて売買により取得する申請です。この案件については、先月の総会にて許可されていますが、売買の対象地に変更があり、再度申請されたものです。

譲受人は、志鳥町においてナス、玉ねぎ、ニンジンなどを栽培しています。申請地では玉ねぎ、ニンジンの栽培をする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は、惣社町を中心に米、麦、大豆の栽培を行っております。申請地でも、同様の作物を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番、6番については、経営規模拡大のため、贈与により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心に米、麦の栽培を行っております。申請地でも、同様の作物を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、既に借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は大平町横堀を中心に米の栽培を行っております。申請地でもひきつづき米を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、既に借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は藤岡町蛭沼を中心に米、麦の栽培を行っています。申請地でもひきつづき米、麦の栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町大前を中心に米、麦の栽培を行っております。申請地でも、同様の作物を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、既に借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町畳岡にてイチゴの栽培をしております。申請地では引き続きイチゴを栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上10件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(大塚委員)

今回の北部調査委員長の19番大塚です。

今回は私と6番小林委員、21番生澤委員の3名と事務局2名で、21日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が6件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(大谷委員)

今回の南部調査委員長の13番大谷です。
今回は、私と4番正田委員、10番狐塚委員の3名と事務局2名で、19日火曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が4件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査

議案書の6ページをご覧ください。

今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、農業用倉庫への転用です。地図は1ページです。
事業計画者は、今泉町において米、麦の作付を行う農業者です。現在の自宅敷地内にある農業用倉庫が手狭であることから、新たな農業用倉庫の建築を計画しました。自宅周辺は住宅街であり、農耕車の通行による道路の汚れや騒音の苦情が寄せられるようになったため、周辺に迷惑が掛からないよう住宅密集地ではない自身の農地を事業計画地としました。

農地の区分は、農振農用地であります。農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、

申請地は用途区分変更がされております。

取水は上水道、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、農家住宅敷地拡張の転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、申請地隣接の農家住宅に居住しております。今般自宅の建替えを計画したところ、進入路が農地であることが分かり、今回その是正手続きの申請に至りました。なお、許可を得ず住宅敷地としてしまったことについては申請者の始末書が添付されております。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地でありませんが、既存敷地拡張の不許可の例外規定に該当します。

新たな取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上2件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(大塚委員)

今回北部は、農業用倉庫の申請が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(大谷委員)

今回南部は、一般住宅の敷地拡張の申請が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願

	します。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、11番田中委員お願いします。
田中委員	11番田中です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 特に問題ないと思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号2番について、3番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	3番五十畑です。 2番の案件ですが、農家住宅敷地拡張ということで、現地を確認して きました。特に問題ないと思われしますので、皆様のご審議よろしく お願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決 定いたしました。
議 長	次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田中主任	議案書の8ページをご覧ください。 今回は、8件の申請がありました。申請者・土地の表示等につい ては記載のとおりです。 1番については、ガソリンスタンド敷地拡張の転用です。地図は3 ページです。 事業計画者は、石油やLPGガス等の燃料を販売する法人であり、申 請地の隣でガソリンスタンドを運営しております。この度、ガソリン

スタンドから少し離れた場所にある事務所及び駐車場敷地が立ち退きを求められていることから、移転する必要があります。新たに敷地を拡張するため、既存敷地付近の土地を検討した結果、今回の申請地が適地と判断しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、既存敷地の拡張であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は農振除外がされております。

取水は上水道、排水は敷地内処理、雨水は浸透槽を設置します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、駐車場の転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、酒類の製造及び販売を行う法人です。現在、惣社東産業団地内に工場1棟、倉庫2棟を構えておりますが、今後新たに冷凍庫及び貯蔵庫を建設する予定であり、社員や来客者用の駐車スペースが不足することから、新たに駐車場を整備する計画に至りました。工場に隣接する土地を探していたところ、今回の申請地が適地と判断しました。計画によりますと、隣接する宅地と一体で駐車場を整備いたします。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。なお、申請地は農振除外がされております。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、建売住宅の転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、不動産の売買等を行う法人です。全国で年間約1万棟の建売住宅を建築しており、栃木市では年間約30棟事業化しております。このたび、住環境や交通の便が整っている申請地において事業を計画しました。計画によりますと、住宅を2棟建て、区画を割り販売する予定です。

農地の区分は、都市計画法に基づく用途地域内の第3種農地であり、原則許可です。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、自動車修理工場敷地拡張の転用です。地図は6ペ

ージです。

事業計画者は、自動車の修理及び販売を行う法人であり、西方町真名子地内において、本店を含み3店舗で事業を行っております。今回敷地拡張を行う支店は来客数が最も多く、売上が増加傾向にあるため、今後社員を増やす計画です。しかし、既存敷地内は修理車両や展示車両等が多く、従業員の車両を出し入れすることが危険な状況であるため、敷地を拡張し、従業員用の駐車スペースを設ける計画に至りました。

農地の区分は、真名子主張所から500m以内の第2種農地であり、既存敷地の拡張であるため、許可基準に該当します。

新たな取水、排水は無く、雨水は浸透槽を設置します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

田沼主査

5番については、貸駐車場への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、隣接地大平町榎本を本社とし、食品製造、加工販売する会社の取締役です。現在工場敷地内に駐車場用地はなく、来客者は場内空スペースに停めている状況であります。また、原料や製品の搬入出の際、1台の荷おろし作業分しかスペースがなく、別の車両は場外道路で待機せざるを得ない状況であります。そこで、来客用駐車場及び、搬入車両の待機場を新たに整備するため、申請に至りました。計画によりますと、来客用駐車場で3台、搬入車両待機場として1台分を確保します。

なお、本申請は、法人の役員が土地を取得後に駐車場として整備し、法人に貸し付けるため、転用目的が「貸駐車場」となっております。新たに敷地を拡張するため、既存敷地付近の土地を検討した結果、今回の申請地が適地と判断しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、隣接地と一体とした同一事業であるため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、一般住宅への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、市内の実家に両親と妻、子供3人で居住しておりますが、手狭であることや将来の生活を見据え、住宅の建築を計画しました。申請地は幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかであることから、建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、一般住宅への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、市内の実家に妻と2名で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、住宅の建築を計画しました。申請地は実家の近くで土地を選定した結果、実家隣接地であり適地と判断しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため不許可の例外規定に該当します。

取水は新たに井戸を設け、排水は農業集落排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、一般住宅への転用です。地図は10ページです。

事業計画者は、市内の実家で両親と妻と子供で居住しておりますが、将来の生活を見据え、まずは夫婦の暮らす家を持ちたいと考えました。申請地は妻の親が所有する土地を選定した結果、実家の近くであり適地と判断しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上8件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(大塚委員)

今回北部は、ガソリンスタンド敷地拡張が1件、自動車整備工場敷地拡張が1件、駐車場が1件、建売住宅が1件、合計4件の申請があ

	<p>りました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>
南部調査委員長 (大谷委員)	<p>今回南部は、一般住宅の申請が3件、貸駐車場が1件、合計4件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、11番田中委員お願いします。</p>
田中委員	<p>11番田中です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号2番について、1番若色より報告いたします。</p> <p>2番については、事務局および調査委員長の説明のとおりです。酒類の製造販売を行う法人で、規模拡大のため用地不足で申請がありました。何の問題もないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号3番について、15番川嶋委員お願いします。</p>
川嶋委員	<p>15番川嶋です。</p> <p>3番の案件ですが、現地確認に行ってきました。事務局及び調査委員長の説明のとおりです。特に問題もないかと思われしますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号4番について、10番狐塚委員お願いします。</p>
狐塚委員	<p>10番狐塚です。</p>

4番の案件は、事務局および調査委員長の説明のとおり何の問題もないかと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 番号5番、6番について、17番荒川委員申し上げます。

荒川委員 17番荒川です。
5番、6番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり何の問題もないかと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 番号7番について、18番石塚委員申し上げます。

石塚委員 18番石塚です。
7番の案件は、事務局および調査委員長の説明のとおり何の問題もないかと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 番号8番について、13番大谷委員申し上げます。

大谷委員 13番大谷です。
8番の案件は、一般住宅への転用です。事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

佐山委員 20番佐山です。
7番の案件ですが、地図上では、申請地から南側の家への進入路のようなものがありますが、問題ありませんか。

田沼主査 南側の家は、進入路は使用しておらず、公図にも地図上の進入路のような線はありません。現状は道路ではなく竹林、雑木林ですので、問題ありません。

議長 他にございますか。
(発言なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田中主任	<p>議案書11ページをご覧ください。 今月は申請が5件ありました。願出人、土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、地図は11ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> <p>2番については、地図は12ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> <p>3番については、地図は13ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p>
田沼主査	<p>4番については、地図は14ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、昭和62年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> <p>5番については、地図は7ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、昭和49年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。</p>

ださい。
(写真説明)

以上5件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いしま。北部調査委員長お願いしま。

北部調査委員長
(大塚委員) 　　今回北部は、3件の申請がありました。
　　いずれも、20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。
　　書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま。
　　以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ありがとうございました。南部調査委員長お願いしま。

南部調査委員長
(大谷委員) 　　今回南部は、2件の申請がありました。
　　いずれも、20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。
　　書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま。
　　以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺いま。
番号1番、2番について、4番正田委員お願いしま。

正田委員 　　4番正田です。
　　1番ですが、家の建て替えの際に、家の入口に使用していたところが農地と分かった案件です。
　　2番ですが、家の建て替えの際に、母屋の東側の庭が、農地を利用していたことが分かった案件です。特に問題ないと思われま。ので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長	番号3番について、7番柴委員お願いします。
柴委員	7番柴です。 3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりで、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号4番について、21番生澤委員お願いします。
生澤委員	21番生澤です。 4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりで、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号5番について、17番荒川委員お願いします。
荒川委員	17番荒川です。 5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりで、特に問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第5号「栃木市農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田中主任	議案書の13ページをご覧ください。 今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、消防庁舎分署のための申出です。地図は15ペー

ジです。

栃木市は現在、1本部・1署・5分署体制で消防業務を行っておりますが、都賀分署及び西方分署の老朽化が著しく、業務に支障をきたしている状態であることから、新たな分署に建て替えを行う計画に至りました。建て替えを機に、都賀分署及び西方分署を集約し、1分署として業務を行います。市が実施する土地収用法該当事業であるため、農振除外後の農地転用許可は不要です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、従業員駐車場及び農業用資材置場のための申出です。地図は16ページです。

事業計画者は、大平町においていちごを栽培する農業者です。現在農作業所南側の敷地に従業員が駐車していること、隣接倉庫に農業用資材が保管されていることから、いちごの収集運搬する車両が敷地内で転回することが困難であり、安全性を欠く状況であることから常時転回場として確保できるよう従業員駐車場と農業用資材を別の場所に確保すべく計画に至りました。作業の効率性を考え、農作業所の近接地であり自己所有地である申出地を事業計画地としました。用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われれます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いいたします。

除外調査委員長
(高際職代)

2番の高際です。

今回は、私と若色会長、五十畑職代の3名と事務局2名で、14日木曜日、書類審査及び現地調査を行いました。

それでは、調査の結果を報告いたします。

今回は、2件の申出がありました。消防庁舎分署が1件、農業用の駐車場及び資材置場が1件です。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様のご慎重なご審議をお願いいたします。

議 長	<p>ありがとうございました。 これより質疑にはいりません。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。 議案第5号について、本委員会は「意見なし」として回答すること にご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第5号について本委員会は「意見なし」として 回答することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に議案第6号「栃木市農業振興地域整備計画の変更について(除 外)」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
田中主任	<p>議案書の15ページをご覧ください。 今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等につ いては記載のとおりです。</p> <p>1番については、駐車場のための申出です。地図は17ページで す。</p> <p>事業計画者は、解体工事及び外構工事等を営む法人です。申出地西 側の作業所において、社員15名及び外部委託25名の計40名が 常駐し、作業しております。令和3年に従業員用の駐車場として農振 除外及び農地転用を行いました。その後業績も順調であり、当時よ りも従業員が増加したため、現在の駐車スペースでは手狭になって いる状況です。これにより、新たに敷地を拡張するため、申請に至り ました。</p> <p>農振除外後の農地区分は、土地改良施行地域の第1種農地であり ますが、既存敷地の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると 考えられます。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> <p>2番については、コンビニエンスストアのための申出です。地図は 18ページです。</p> <p>事業計画者は、コンビニエンスストアの経営を行う法人であり、市 内に40店舗を展開し、地域の豊かな暮らしの実現に努めておりま す。申出地は、交通量の多い県道沿いでありながら、周辺にコンビ ニエンスストアが無いこと、地域住民の利便性向上に貢献するため、事</p>

業計画に至りました。計画によりますと、店舗の他、普通車22台分、大型車4台分の駐車スペースを設ける予定です。

農振除外後の農地区分は、土地改良施行地域の第1種農地であります。国県道の沿道に設置する休憩所であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。いずれも、除外後は農地転用の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調査委員長
(高際職代)

今回は、2件の申出がありました。

コンビニエンスストアが1件、駐車場が1件です。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様のご慎重なご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第6号について、本委員会は「意見なし」として回答することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第6号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

議長

次に議案第7号「栃木市農業振興地域整備計画の変更(非農地証明見込地)について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任

議案書の17ページをご覧ください。

今回は、3件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、地図は19ページです。

このたび、住宅の建替えに伴い土地の地目整理をしていたところ、申出地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番及び3番については、申出地が隣接し、関連しているため、一括でご説明いたします。地図は20ページです。

このたび、住宅の建替えに伴い土地の地目整理をしていたところ、申出地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。農振除外後は非農地証明の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調査委員長
(高際職代)

今回は、3件の申出がありました。

いずれも、20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められますので変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

議長 　ありがとうございました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 　発言がないようですので、採決いたします。

議案第7号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 　異議なしと認め、議案第7号は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

議長 　次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて176件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略しま

	す。
議長	ここで議案の中に新規就農者の案件が3件ございますので、地元委員から順番に報告いただきます。 19ページの番号6番について、11番田中委員お願いします。
田中委員	11番田中です。 6番の借人ではありますが、来月よりご夫婦でいちご作りを始めます。2月9日面接をして、新たに栃木市の農家の仲間になることとなります。皆様のサポートをよろしくお願いいたします。
議長	23ページ42番～46番について、16番川田委員お願いします。
川田委員	16番川田です。 42番～46番の借人ではありますが、米作りを始めます。3月9日面接をして、新たに栃木市の農家の仲間になることとなります。皆様のサポートをよろしくお願いいたします。
議長	23ページ47番について、1番若色より報告いたします。 47番の借人ではありますが、ニラ作りを始めます。1月に面接をして、新たに栃木市の農家の仲間になることとなります。皆様のサポートをよろしくお願いいたします。
議長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
平本委員	8番平本です。 35ページ153番の法人の経営面積は、1,647.5アールで間違いはないですか。もっと経営面積が大きかったはずですよ。
小松原副主幹	7,308.6アールに訂正をお願いします。
議長	他にございますか。 (発言なし)
議長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

議長	異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議長	次に、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
議長	これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
平本委員	8番平本です。 9年や3年といった期間が、ばらばらなのはなぜですか。
小松原副主幹	10年契約したが、諸事情により当初の借人が、借り続けられなくなったため、新たな借り人が残りの期間を耕作することについて意見を求めるものです。解約のタイミングがそれぞれであることで、期間がばらばらになっています。
平本委員	8番平本です。 中間管理機構事業のメリットは何ですか。
荒川委員	17番荒川です。 貸し手は県が指定した中間管理機構に案してできる、受け手は、長期間の借り入れができて安心できる、賃料の支払い事務等が軽減されるといったことがあります。
議長	他にございますか。 (発言なし)
議長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第9号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議長	次に、議案第10号「栃木市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原副主幹

40ページをご覧ください。農業委員会は、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。

全国の農業委員会において、令和元年10月に連続して発生した、農業委員の不祥事を受け、同年11月28日開催の「全国農業委員会代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、毎年、農業委員会組織として、この申し合わせに取り組み綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

以上のことを踏まえ、栃木市においても議案に記載された事項について申し合わせの決議をすることについて、ご審議いただくものであります。

説明は以上となります。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり決議することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第10号は、原案のとおり決議することに決定いたしました。
ここで申し合わせ決議の唱和を行いますので、ご起立の上、題名から委員全員で唱和を行いますので、ご起立の上、題名から委員全員で唱和をお願いします。
(全員で唱和)

議 長

次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第7号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議 長

報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、以上をもちまして、令和6年3月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時50分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和6年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (泉 田)

署名委員 _____ (川 嶋)